令和 6 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(内閣府地方創生推進事務局)

		(内)的内心刀削工推進事物内/				
項	目 名	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の列 長				
税	目	所得税				
要		地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき、中 山間地域等の集落生活圏内において、地域における雇用機会の創出や生活サー				
望	人がは	ビスの提供のために小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資する場合、出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除(寄付金控除)する特例措置について、令和6年3月31日が適用期限となっており、				
O		この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする2年間の延長を行				
内		平年度の減収見込額 — 百万F				
_		「一一人の人人とと思う ログトー ログトー				
容		(改正增減収額)(— 百万円				
新設	人	人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等において、必要な生活サービ				
		│ス機能を維持・確保し、併せて地域における仕事・収入を確保するための取組 │を行う組織である地域運営組織の形成及び持続的な運営や、地域での雇用創出				
拡		に向けて、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資につい				
充		て、税制上の優遇措置を講じることにより、地域住民をはじめとした、個人か				
又		らの志ある資金を広く調達することを促進して、中山間地域等における小さな 拠点の形成を促進し、地域再生の推進を図る。				
は	(2)	(2) 施策の必要性				
延	急	急激な人口減少や高齢化により、地域社会や経済の維持が一層困難になることが見込まれる中山間地域等における地域経済の活性化、生活サービス機能の維持・確保、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生法に基づき、地域再生に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。また、地域運営組織としては地域の実情に応じて、様々な組織形態が考えられるが、地域の生活サービスの提供や雇用の確保といった事業を行う際には株式会社化が有効的であり、事業を安定的にスタートさせる手助けとして、本税制の活用が期待されるものと考えている。				
長						
を						
必	''					
要						
٤						
す						
る						
理						
由						

	1	T	
今回の要望(租	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	政策 5 地方創生 施策 5 地方創生に関する施策の推進
		政 策 の 達成目標	『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現、「東京圏への 一極集中」の是正』『特区制度により規制改革を促し、また、 地域の再生とまちづくりを活性化する』
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日
		同上の期間 中の達成 目 標	計画期間が終了した認定地域再生計画に関する調査において、目標達成状況を「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70.0%
		政策目標の 達 成 状 況	認定地域再生計画に記載された目標の達成状況は「目標を上回っている」及び「目標どおり」を合わせて43.1%(令和2年度)となっている。
2税特別措置)に関連する事項	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	見込1件(埼玉県小鹿野町 株式会社地域商社おがの)
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。 また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い地域再生事業について、住民等の個人からの志ある出資による民間法人による実施が可能となり、特に急激な人口減少・高齢化にある中山間地域等において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	_
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_

	1	1
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	本特例措置は、地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。
	租税特別 措 置 の 適用実績	適用実績3件 ※租税特別措置に係る地域再生計画の認定は6件(平成29年2月1件、平成29年6月1件、平成30年8月1件、平成31年3月1件、令和2年3月、令和3年3月)
れまでの租税な	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
これまでの租税特別措置の適用実績と効	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	_
	前回要望時 の達成目標	地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70%
果に関連する事項	前回要望時からび日ではいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	平成 29 年度 5 6. 1%、平成 30 年度 4 8. 7%、令和元年度 4 6. 7%、令和 2 年度 4 3. 1%、令和 3 年度 5 2. 3% という状況である。コロナ禍もあり一時的な割合の低下は見られるものの、目標値としては妥当であると考えることから、引き続き地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合:70%を目標として情報発信等に努めているところである。
これまでの 要 望 経 緯		 ○平成24年度:創設 ○平成26年度:延長(2年間) ○平成28年度:延長(2年間)、対象事業の見直し ○平成30年度:延長(2年間) ○令和2年度:延長(2年間)、出資上限引下げ、書類見直し ○令和4年度:延長(2年間) ○令和6年度:延長(2年間)